

令和 7 年11月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 7 年11月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第23号	専決処分事件の報告及び承認について（損害賠償の額の決定について）	1
議第83号	令和 7 年度焼津市一般会計補正予算（第 6 号）案	別冊
議第84号	令和 7 年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第85号	令和 7 年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第86号	令和 7 年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第87号	令和 7 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 3 号）案	〃
議第88号	令和 7 年度焼津市水道事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第89号	令和 7 年度焼津市病院事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第90号	焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第91号	焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第92号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第93号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	17
議第94号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	21
議第95号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	22
議第96号	焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議第97号	令和 6 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	25
議第98号	可搬式排水ポンプの取得について	26
議第99号	ディスカバリーパーク焼津天文科学館指定管理者の指定について	27
議第100号	ディスカバリーパーク焼津温水プール及び焼津市立青峯プール指定管理者の指定について	28
議第101号	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の指定について	29
報第22号	専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定について）	30
報第23号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	33

専決処分事件の報告及び承認について

「損害賠償の額の決定について」を令和7年11月11日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

専第16号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のように専決処分する。

令和7年11月11日専決処分
焼津市長 中野弘道

損害賠償の額	1,061,590円
事件の概要	令和6年3月29日、男性が発熱及び意識障害で、焼津市立総合病院（以下「当院」という。）を受診した。右膿胸と診断され、令和6年4月1日、当院にて右胸腔鏡膿胸搔爬術を実施した。その後、4月8日に右開窓術を実施し、ガーゼ10枚を挿入した。翌4月9日に男性に還流式局所陰圧閉鎖療法を開始するに当たり、前日の手術の際に挿入したガーゼを抜去した。 その後、男性は、当院及び男性宅近くの病院を経過観察のため受診していたが、令和6年8月2日に創部から膿性滲出液があり、改めて当院を受診した。男性は、治療を継続していたが、令和7年2月3日に当院で膿胸腔搔爬術を実施することとなり、手術時に、膿胸腔内に3連ガーゼの1つが残っていることが判明した。手術後、男性及び家族へ令和6年4月9日に実施した手術時にガーゼ抜去が不完全で、ガーゼ遺残による感染が右膿胸再燃に繋がったと説明し、謝罪した。 その後、男性は、自宅近くの病院において、経過観察のための受診を継続し、経過良好のため令和7年4月8日に症状固定となった。 これらの事実経過に対し、市としては、本件における手術時の不完

	全なガーゼ抜去が開窓部からの膿性滲出液の原因であり、閉創時の確認が不十分であった点に鑑み、見舞金として上記の額を支払うことで男性から承諾が得られ、和解することとなった。
--	---

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

受付年月日	内容
令和6年3月29日	男性（当時72歳）が発熱及び意識障害のため、焼津市立総合病院（以下「当院」という。）胸部外科を受診した。
令和6年4月1日	男性に右胸腔鏡下膿胸搔爬術を実施した。
令和6年4月8日	男性に右開窓術を実施した。（ガーゼ10枚挿入）
令和6年4月9日	男性に還流式局所陰圧閉鎖療法を開始するに当たり、前日の手術の際に挿入したガーゼを抜去した。
令和6年8月2日	男性の創部から膿性滲出液があり、男性は当院を受診し、抗生剤の治療を開始した。
令和7年1月30日	男性に対し、抗生剤の反応不良で、手術することが決定した。
令和7年2月3日	男性に対し、当院で右膿胸腔搔爬術を実施した。 膿胸腔に3連ガーゼ1つの遺残を発見した。 男性及び家族へ、ガーゼ遺残による感染が右膿胸再燃に繋がったと説明し、謝罪した。
令和7年2月8日	男性は、当院を退院した。
令和7年2月12日	男性が、当院外来を受診した。経過良好のため、以降、榛原総合病院で外来受診を継続した。
令和7年4月8日	男性は、榛原総合病院を受診した。経過良好のため、受診は終了となった。

焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成10年焼津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日が告示される選挙から適用する。

焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市部設置条例の一部を改正する条例（案）

焼津市部設置条例（昭和44年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「11部」を「12部」に、「行政経営部」を「企画部
財政部」に改める。

第2条第2号中「行政経営部」を「企画部」に改め、オを削り、カをオとし、キをカとし、クを削り、同条中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 財政部

ア 予算その他財政に関すること。

イ 税務（国民健康保険税を除く。）に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年焼津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「重度心身障害者等」という。）に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの

	の
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

4 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則

		で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報で

		あつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
16 市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの
		母子保健法による費用の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
17 市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で

	で定めるもの	定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する

	則で定めるもの		情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

第2条 焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の12の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の7第1項第3号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭」を「第78条第2項第4号に掲げる寄附金」に、「又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託」を「の認可を受けた同号の公益信託」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこ

をいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこ1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(3) 第34条の7第3号の改正規定及び附則第3条第2項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第34条の7第3号の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。）」とする。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の焼津市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、焼津市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94

条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

- (1) 焼津市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。この項において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例（案）
焼津市工場立地に関する準則を定める条例（平成25年焼津市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第2種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の10以上	100分の15以上

附則別表第1項及び第2項を次のように改める。

1 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域、 第3種区域及 び第4種区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域、 第3種区域及 び第4種区域	n $G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ n	n $E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ $j=1$ n

	ただし、 $\sum_{j=1} (P_j / \gamma_j)$ $(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	ただし、 $\sum_{j=1} (P_j / \gamma_j)$ $(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
--	--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和6年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）

大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和6年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事について、本橋建設株式会社との間に締結した令和6年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約（令和7年3月19日議決）の一部を次のとおり変更する。

記

- 1 変更前の契約金額 181,698,000円
- 2 変更後の契約金額 198,737,000円

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

可搬式排水ポンプの取得について

下記のとおり、可搬式排水ポンプを取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 取得物品 | 可搬式排水ポンプ |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 50,930,000円 |
| 4 | 取得先 | 焼津市東道原9番地4
株式会社日消機械工業 代表取締役 深沢 英雄 |

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

ディスカバリーパーク焼津天文科学館指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設
名称 ディスカバリーパーク焼津天文科学館
所在地 焼津市田尻2968番地の1
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
焼津市三ヶ名1550番地
公益財団法人焼津市振興公社
理事長 吉永 律子
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

ディスカバリーパーク焼津温水プール及び焼津市立青峯プール指定管理者の
指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設
 - (1) 名 称 ディスカバリーパーク焼津温水プール
所在地 焼津市田尻2968番地の1
 - (2) 名 称 焼津市立青峯プール
所在地 焼津市小川3812番地の10
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
静岡ビル保善株式会社
代表取締役 石井宏司
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設
名 称 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター
所在地 焼津市宗高950番地の1
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
焼津市小土913番地の4
特定非営利活動法人精神保健福祉焼津心愛会
理事長 鈴木 茂夫
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

専決処分事件の報告について

「損害賠償の額の決定について」を令和7年10月6日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月21日提出

焼津市長 中野 弘道

専第14号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年度から令和7年度までの間に、本市を退職したフルタイム会計年度任用職員等であった者に対し退職手当を追加で支給することに伴い、これらの者に支払うべき損害賠償（遅延損害金）の額を次の表のとおり決定する。

令和7年10月6日専決処分

焼津市長 中野 弘道

損害賠償（遅延 損害金）の額	相手方	
	氏 名	住 所
14,780円		
11,730円		
10,057円		
15,314円		
12,981円		
14,147円		
11,439円		
5,934円		
6,626円		
7,469円		
12,728円		
12,802円		
10,897円		
14,114円		
13,633円		
11,164円		

8, 876円		
9, 236円		
9, 236円		
8, 624円		
3, 632円		
12, 209円		
12, 209円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
15, 293円		
9, 498円		
15, 293円		
11, 573円		
9, 857円		
10, 574円		
11, 573円		
12, 490円		
9, 216円		
11, 491円		
11, 573円		
12, 455円		
9, 216円		
13, 131円		
9, 422円		
8, 494円		
4, 502円		
4, 502円		
4, 910円		
5, 736円		

4,749円		
6,509円		
3,194円		
5,613円		
5,310円		
5,310円		
2,001円		
5,496円		
834円		
5,373円		
5,373円		
4,801円		
4,522円		
1,809円		
4,436円		
3,486円		
4,436円		
4,436円		
5,087円		
5,037円		
11,630円		
3,804円		
10,438円		
10,438円		
10,015円		
7,329円		

計 699,153 円 76 名

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年10月6日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月21日提出
焼津市長 中野 弘道

専第15号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年10月6日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 12,335円